

令和3年10月

保護者の皆様

船橋市教育委員会

船橋市学校給食における食物アレルギー対応について

平素より、学校給食の円滑な運営に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて船橋市ではこの度の『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（文部科学省）』改訂に伴い『船橋市学校給食食物アレルギーマニュアル』の見直しを図るとともに、児童生徒の安心安全な学校生活を保障する観点から、【学校給食で使用しない食材（計12品目）】を定めることといたしました。

つきましては、**令和4年4月実施分より**下記のとおりとしますので、ご理解の上ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 お子様が食物アレルギーを有する場合は、**原因食物の種類や、給食での使用の有無に関わらず**、『学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）※以下、管理指導表』を必ず提出してください。
 - (1) 食物アレルギーは、給食以外の学校生活においてもリスクを伴い配慮が必要です。最低年1回の受診をお願いします。
 - (2) 【学校給食で使用しない食材（12品目）】や、衛生管理上、学校給食で使用することがない食材（例：いくら、生卵等）が原因食物の場合も『管理指導表』は**毎年必ず提出**してください。
 - (3) 『管理指導表』の記載内容について、年度途中に変更または原因食物を解除する場合には、医師の診断を受け『管理指導表』へ記載をしてもらってください。医師の診断・記載した『管理指導表』の提出が確認できるまでは、対応を継続します。
- 2 以下の食品は、船橋市の学校給食において使用しません。

【学校給食で使用しない食材（12品目）】

そば、ピーナッツ（落花生）、アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、まつ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ

※ 学校給食で使用しない食材であっても、対応（面談や資料の配付等）を必要とする場合がありますので、学校の指示に従ってください。また、要望等がありましたら、学校へお申し出ください。

【お問い合わせ先】

船橋市教育委員会学校教育部保健体育課

給食指導係 436-2870

保健係 436-2874

F A X 436-2877